

1 調査名称：大仙市総合都市交通体系調査

2 調査主体：大仙市

3 調査圏域：大仙市管内

4 調査期間：平成25年度

5 調査費：6,914千円（総合都市交通体系調査）

6 調査概要：

大仙市は平成17年3月に1市6町1村が合併して誕生した。旧市町においては、大曲都市計画と西仙北都市計画を保有していたが、平成23年9月に既存2都市計画区域を統合し、さらに新たな区域を追加して都市計画区域の再編を行っている。また、平成21年度に策定した「大仙市都市計画マスタープラン」においては、「連携と協働による一体的な都市づくり」を方向付けしており、新たな時代に向けた都市計画道路網の再編が必要となっている。

当市における都市計画道路の整備状況は、計画延長74kmのうち、44kmが改良済みで約58%の整備率となっている。未着手道路のなかには計画から30年以上経過している路線もあり、計画当初の目的と将来都市づくりの方向性に乖離が生じている。

そこで、長期間にわたり事業未着手の都市計画道路について、交通量調査を実施し現在の利用状況を調査するとともに、調査結果を現在の社会情勢に照らし合わせ、必要性や事業実現性を評価し、都市計画道路の継続・変更・廃止等についての検討を行なう。

I 調査概要

1 調査名：(建都1004)街委補25-01大仙市総合都市交通体系調査業務委託

2 報告書目次

1. 業務概要

- 1.1. 業務概要
- 1.2. 実施方針

2. 大仙市の概況

- 2.1. 大仙市の概況
- 2.2. 人口の推移
- 2.3. 交通量の推移

(交通量調査業務)

3. 交通量調査

- 3.1. 調査の概要
- 3.2. 現地調査
- 3.3. 交通量調査
- 3.4. 資料整理

(都市計画道路見直し検討業務)

4. 都市計画道路見直し候補路線の検討

- 4.1. 見直し検討路線の選定
- 4.2. 見直し検討路線の基本データ整理
- 4.3. 見直し検討路線の「必要性」指標の重みづけ
- 4.4. 見直し検討路線の「必要性」「実現性」の検討
- 4.5. 見直し候補路線の選定

5. 都市計画道路見直し(案)の検討

- 5.1. 見直し候補路線の総合評価
- 5.2. 新規路線の検討
- 5.3. 都市計画道路見直し(案)の作成

6. 都市計画道路見直し（案）の妥当性の検討

6.1. 現況データの作成

6.2. 現況交通量配分

6.3. 将来データの作成

6.4. 将来交通量配分

6.5. 費用対効果の整理

7. 都市計画道路網（案）の作成

8. 今後の課題

3 調査体制

委員会・幹事会等は設置していない

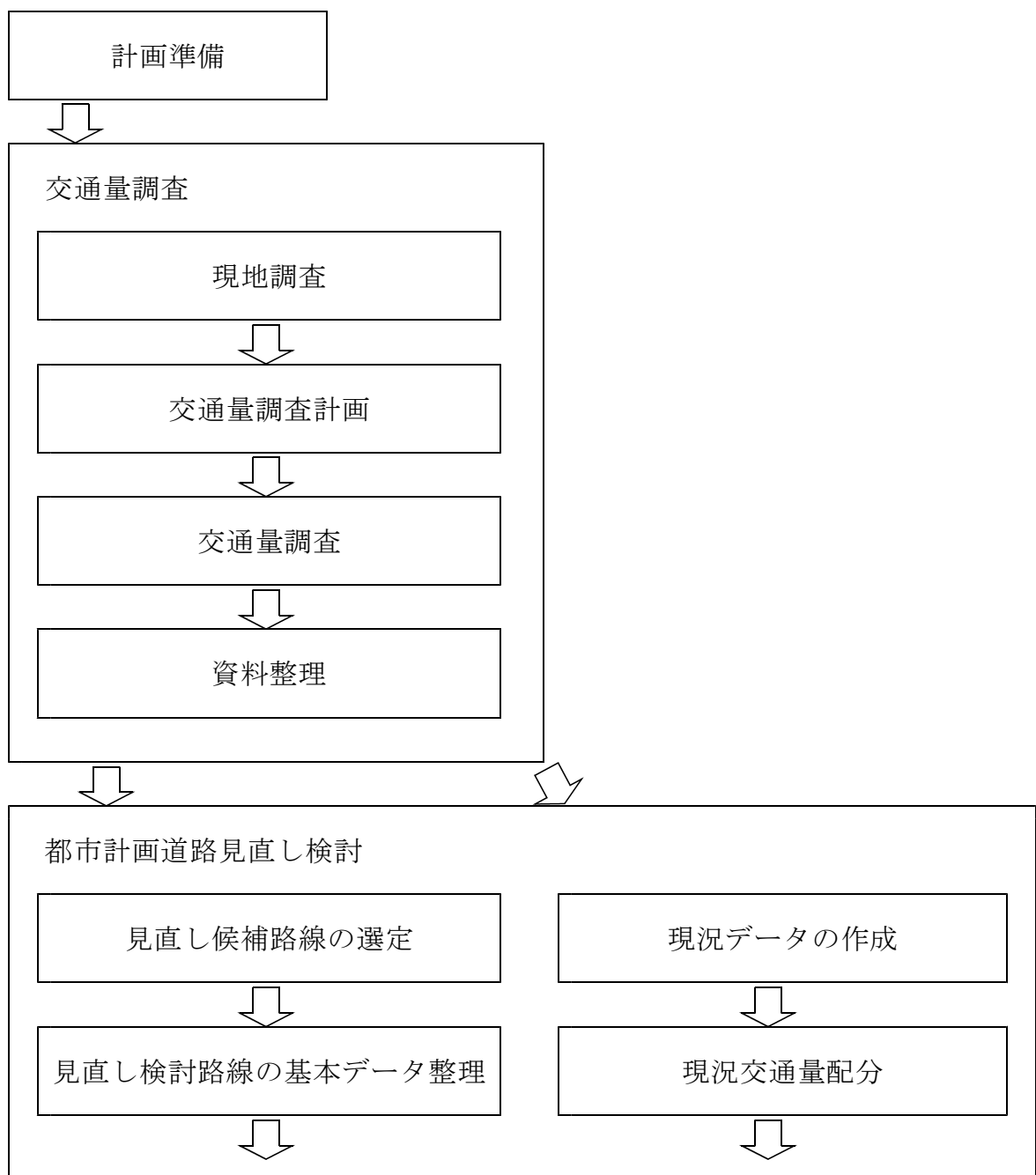
4 委員会名簿等：なし

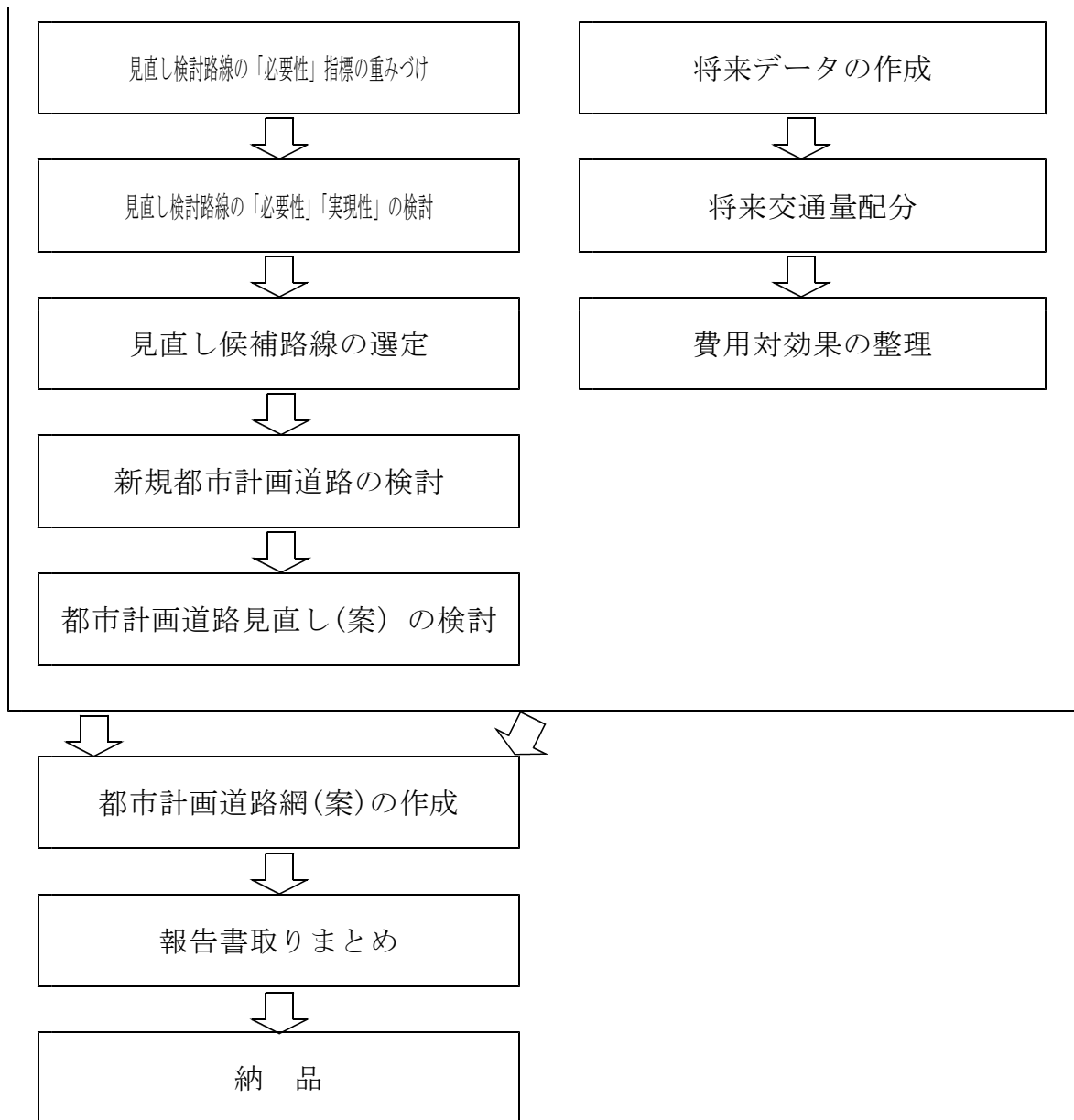
II 調査成果

1 調査目的

本業務は、社会情勢の変化や公共事業投資の効率化・重点化を踏まえ、長期間にわたり事業未着手の都市計画道路について交通量調査を実施し、調査結果および現在の社会情勢に照らし合わせ、都市計画道路の必要性や事業実現性を評価し、都市計画の継続・変更・廃止等を検討するものである。

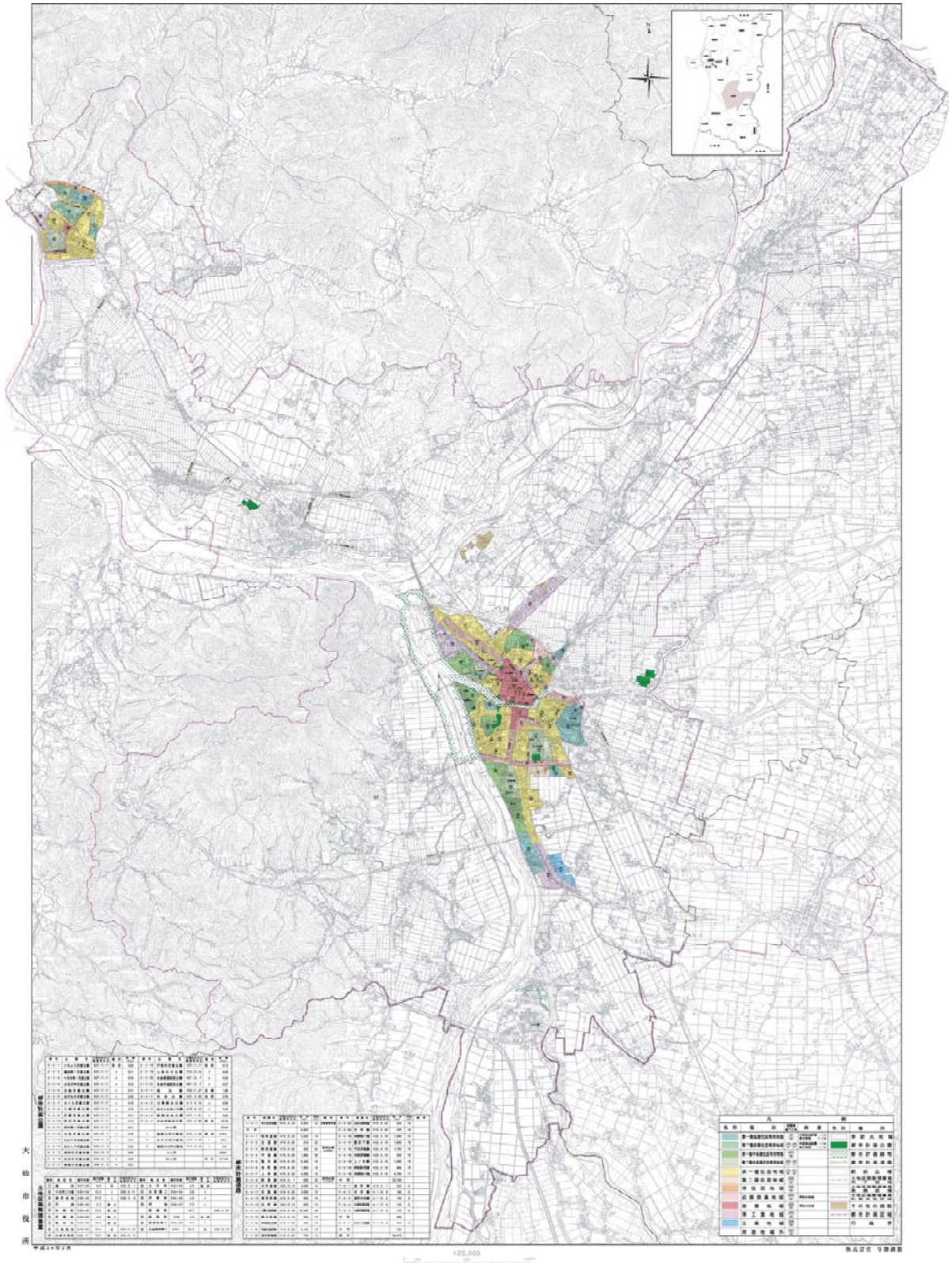
2 調査フロー





3 調査圏域図

大曲都市計画図



4 調査成果

14.01.30

都市計画道路見直し評価 概要資料

1. 都市計画道路見直しの背景と目的

大仙市では昭和55年をピークに人口が減少しており(大曲地域)、将来的な交通需要の減少が見込まれる。また、今後は限られた財政の中で、周辺状況や既存のストックを加味し、現況に見合った整備が求められている。こうした社会情勢や交通需要の変化に対応した都市計画道路の見直しが求められている。

2. 評価対象路線及び区間の決定

(1) 評価対象路線の選定

都市計画道路のうち、主に事業が困難なため、長期にわたり未着手状態である路線、社会情勢に変化により必要性が低下している幹線道路及び幹線道路を有する区間路線を対象とする。「秋田県都市計画道路見直しガイドライン」に基づき、以下のように設定した。

- ・都市計画決定後20年以上経過し未着手の路線。
- ・幹線道路のうち、直轄国道を除く。
- ・幹線道路のうち、全区間で整備済み・概成済みの路線を除く。

(2) 評価対象区間の選定

1) 区間設定の方針

- ・整備状況によって「整備済み」「事業中」「概成」「未着手」に分類する。
- ・「未着手」区間に限っては、都市計画道路および主要幹線道路との交差点で区間を分けることとする。

2) 評価対象区間選定の方針

- ・整備状況が「未着手(現道あり)」「未着手(現道なし)」の区間を対象とし、「整備済み」「事業中」及び「概成」の区間は評価対象としない。

3. 評価項目

対象路線について区間ごとに必要性と実現性の観点で評価を行う。評価項目は「秋田県都市計画道路見直しガイドライン」に沿って設定した。

尚、大仙市の地域性を踏まえ、独自の指標を設定した。

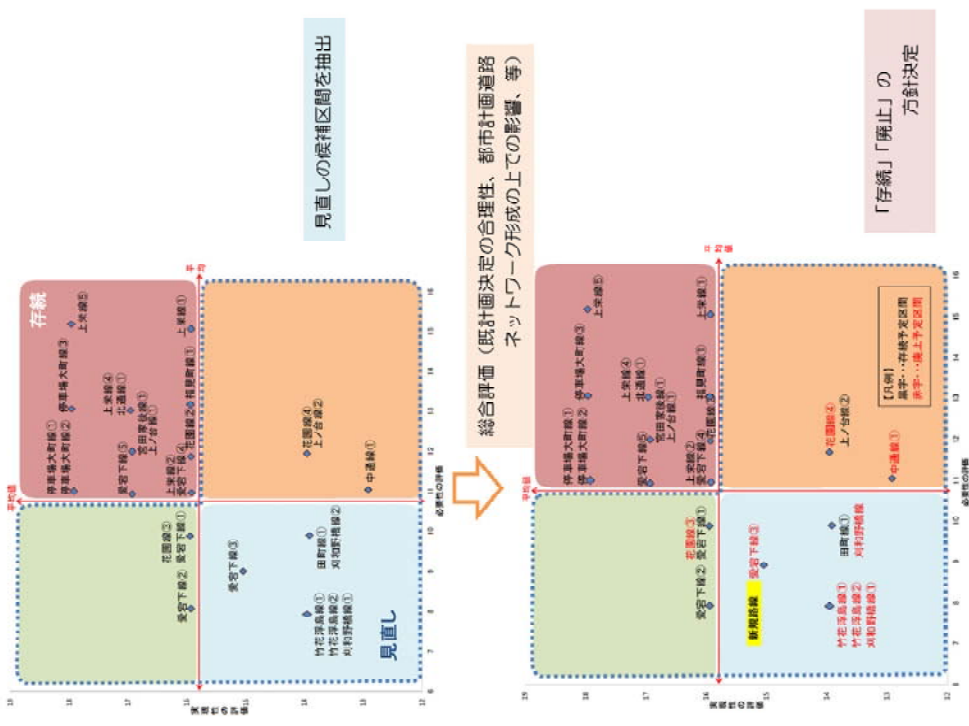
(1) 必要性の評価項目

区分	指標	区分	指標
機能ネットワーク	上位計画に位置づけがある	まちづくり支援	市街地での活動を支援する路線
	広域ネットワークを形成する路線		市街地の土地利用を誘導する路線
	都市内の主要拠点へのアクセス路線		都市環境の向上に有効な路線
	主要交通拠点へのアクセス路線		歩行空間の高度化に有効な路線
	主要幹線道路へのアクセス路線		共同溝、OBOX等の整備計画がある
交通機能	多くの交通量が見込まれる路線	防災・災害・医療	延焼防止機能を有する路線
	洪水の解消・緩和に有効な路線		災害時の避難経路や緊急活動を支援する路線
	交通事故の減少に有効な路線		消防活動困難地域の解消を図る路線
	代替路線がない路線		医療活動を支援する路線
	観光振興・産業活動を支援する路線		雪対策に有効な路線

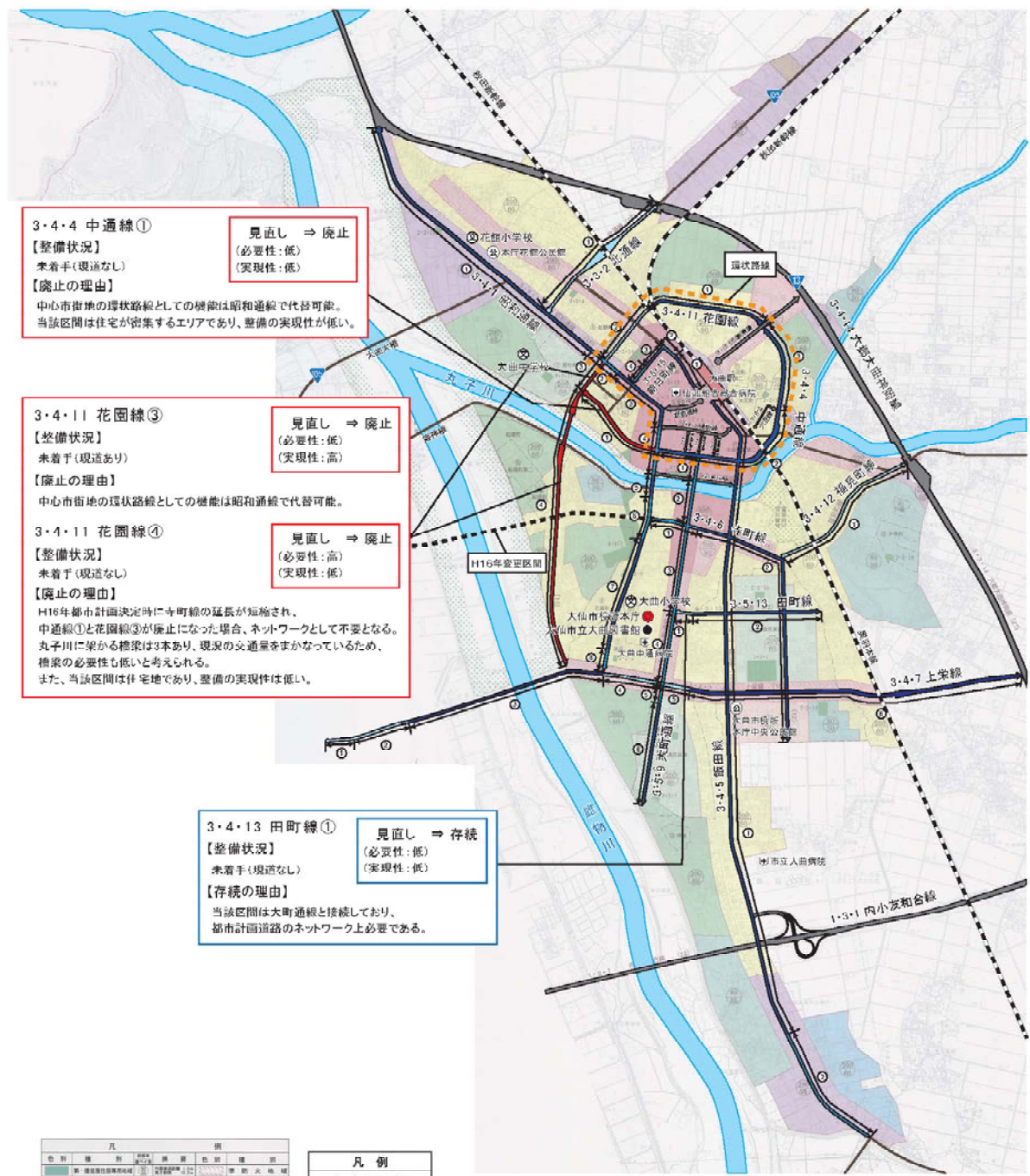
(2) 実現性の評価項目

区分	指標	区分	指標
現状	街並みや地蔵コミュニティへの影響	構造状況	施工の難度
	商店街への影響		現行の構造令との不一致
	公共・公益施設への影響		他路線との代替可能性
	歴史・文化施設への影響		住民の合意形成の難度
環境保全上の問題		評価項目	周辺景観への影響

4. 評価結果



大曲地域



3・4・4 中通線①
 【整備状況】
 未着手(現道なし)
 【廃止の理由】
 中心市街地の環状路線としての機能は昭和通線で代替可能。
 当該区間は住宅が密集するエリアであり、整備の実現性が低い。

見直し ⇒ 廃止
 (必要性: 低)
 (実現性: 低)

3・4・11 花園線③
 【整備状況】
 未着手(現道あり)
 【廃止の理由】
 中心市街地の環状路線としての機能は昭和通線で代替可能。

見直し ⇒ 廃止
 (必要性: 低)
 (実現性: 高)

3・4・11 花園線④
 【整備状況】
 未着手(現道なし)
 【廃止の理由】
 H16年都市計画決定時に寺町線の延長が短縮され、
 中通線①と花園線③が廃止になった場合、ネットワークとして不要となる。
 丸子川に架かる橋梁は3本あり、現況の交通量をまかなっているため、
 橋梁の必要性も低いと考えられる。
 また、当該区間は住宅地であり、整備の実現性は低い。

見直し ⇒ 廃止
 (必要性: 高)
 (実現性: 低)

3・4・13 田町線①
 【整備状況】
 未着手(現道なし)
 【存続の理由】
 当該区間は大町通線と接続しており、
 都市計画道路のネットワーク上必要である。

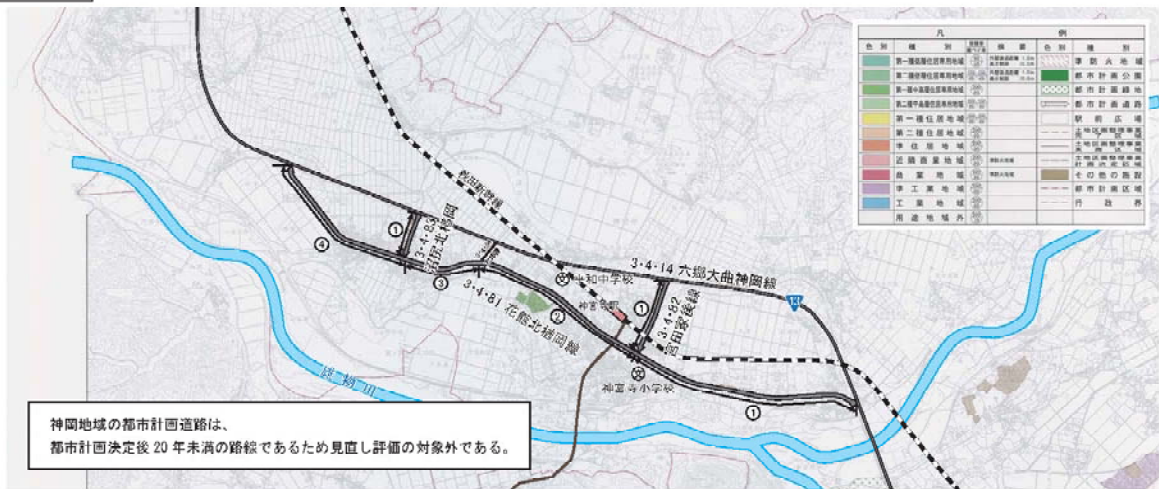
見直し ⇒ 存続
 (必要性: 低)
 (実現性: 低)

色別	種別	説明	凡例
緑	第一種住居地域	第一種住居地域	都市計画道路
黄緑	第二種住居地域	第二種住居地域	整備済み・事業中
黄	第三種住居地域	第三種住居地域	完成
黄緑	第一種工業地域	第一種工業地域	評価
黄	第二種工業地域	第二種工業地域	廃止
黄	第三種工業地域	第三種工業地域	新規路線・延伸
黄	商業地域	商業地域	環状路線
黄	近隣商業地域	近隣商業地域	南北路線
黄	工業地域	工業地域	南北の接続路線
黄	用途地域外	用途地域外	

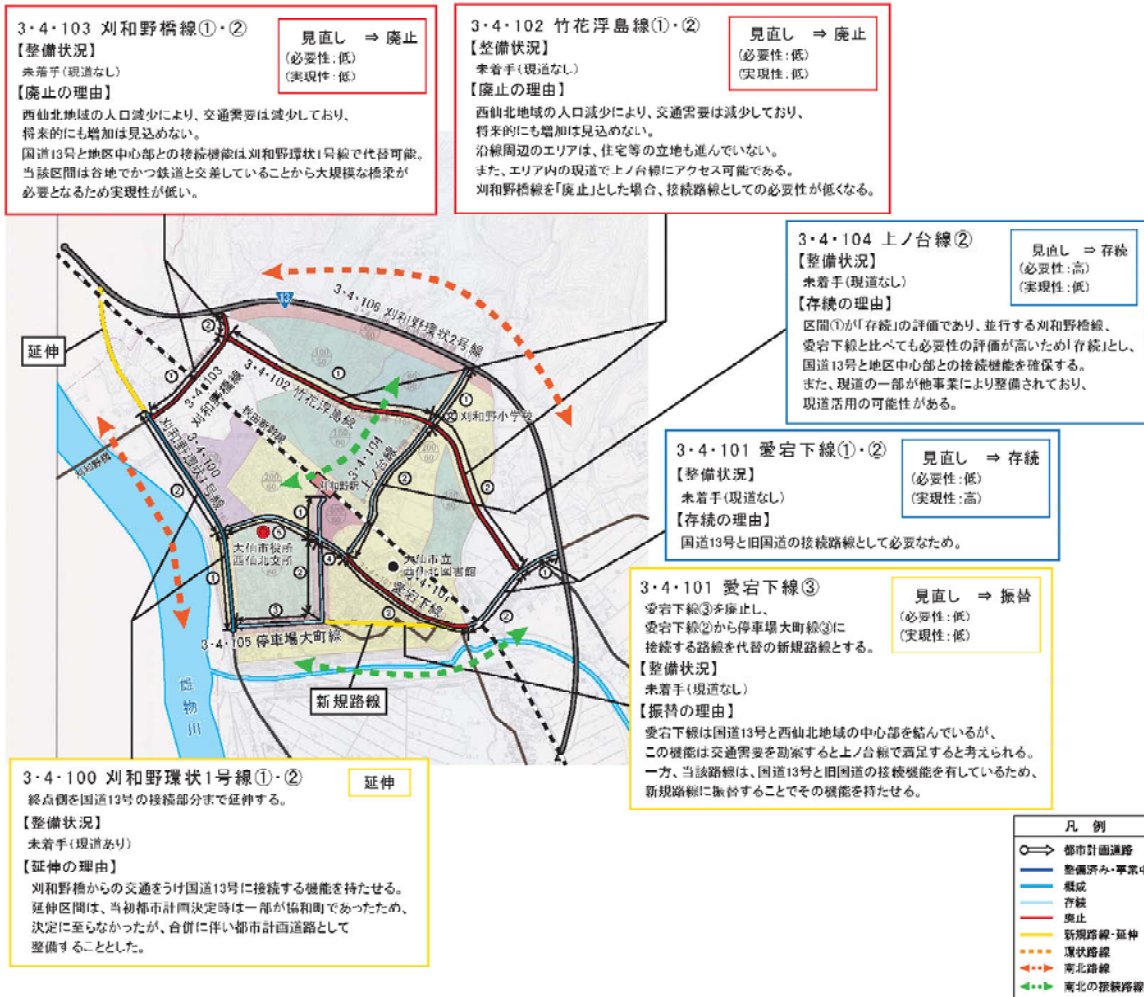
都市計画道路見直し(案)

2014.01.30

神岡地域



刈和野地域



評価カルテ総括表

No	都市計画道路				見直しが必要な計画				総合評価									
	番号	名称	区間	延長	区間延長	員数	面積	都市計画決定	変更	告示番号	整備状況	必要性の計画の計画	存続/廃止	事業化の進捗	費用対効果	ネットワーク	評価結果	
1	3-4-1	昭和通線	1-①	3,300	1,710	15	2	S25.5.2D	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	17	13				評価結果 存続・廃止 廃止・未定	
			1-②		250						整備済み							
			1-③		410						整備済み							
			1-④		270						整備済み							
			1-⑤		130						整備済み							
			1-⑥		250						整備済み							
			1-⑦		670						整備済み							
			1-⑧		130						整備済み							
2	3-3-2	北郷線	2-①	910	910	22	2	S36.6.74	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	13	17	存続			存続	
			2-②	1,300	599	20	2	S47.2.6	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	11	13	廃止			廃止	
3	3-4-4	中通線	3-①	4,470	3,100	15	2	S25.5.2D	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	9	13				存続	
			3-②		890						整備済み							存続
			3-③		570						整備済み							存続
4	3-4-5	藤田線	4-①	1,850	310	15	2	S25.5.2D	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	12	17				存続	
			4-②	4,600	470	15	2	S25.5.2D	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	15	15	存続			存続	
			5-①		1,540						整備済み							存続
			6-①		710						整備済み							存続
			6-②		1,000						整備済み							存続
			6-③		300						整備済み							存続
			6-④		180						整備済み							存続
			6-⑤		190						整備済み							存続
7	3-5-9	大町通線	7-①	2,000	1,920	12	—	S25.5.2D	S63.12.13	文曲町告示第41号	整備済み	8	13				存続	
			7-②		89						整備済み							存続
			7-③		269						整備済み							存続
			7-④		510						整備済み							存続
			7-⑤		410						整備済み							存続
			7-⑥		59						整備済み							存続
			7-⑦		170						整備済み							存続
8	3-4-11	花園線	8-①	2,940	999	15	2	S47.2.6	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	12	13	存続			存続	
			8-②		399						整備済み							存続
			8-③		200						整備済み							存続
			8-④		1,650						整備済み							存続
9	3-4-12	涌田町線	9-①	920	920	15	2	S47.2.6	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	10	13	存続			存続	
			9-②		200						整備済み							存続
10	3-5-13	田町線	10-①	840	120	12	—	S36.3.8	S63.12.13	大曲町告示第41号	整備済み	10	13	存続			存続	
			10-②		720						整備済み							存続
11	3-5-15	新田町線	11-①	590	220	12	—	H2.3.13	—	秋田県告示第173号	整備済み	9	15				存続	
			11-②		90						整備済み							存続
			11-③		170						整備済み							存続
			11-④		110						整備済み							存続
12	3-4-81	花巻北郷通線	12-①	6,360	2,260	15	2	H10.1.23	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	10	15				存続	
			12-②		1,760						整備済み							存続
			12-③		799						整備済み							存続
			12-④		1,930						整備済み							存続
13	3-2-22	宮子台線	13-①	760	480	15	2	H10.1.23	H16.8.20	秋田県告示第076号	整備済み	12	17	存続			存続	
			13-②		480						整備済み							存続
14	3-4-233	涌田町線	14-①	1,060	480	15	—	H17.2.1	—	秋田県告示第517号	整備済み	12	17	存続			存続	
			14-②		610						整備済み							存続
15	3-4-101	黄巾ノ線	15-①	1,760	200	15	—	H17.2.1	—	秋田県告示第512号	整備済み	8	13	存続			存続	
			15-②		370						整備済み							存続
			15-③		630						整備済み							存続
			15-④		130						整備済み							存続
			15-⑤		450						整備済み							存続
17	3-4-102	竹花寺線	17-①	1,750	970	15	—	H17.2.1	—	秋田県告示第512号	整備済み	8	14	存続			存続	
			17-②		780						整備済み							存続
18	3-4-103	刈野町線	18-①	610	500	15	—	H17.2.1	—	秋田県告示第512号	整備済み	8	14	存続			存続	
			18-②		110						整備済み							存続
19	3-4-104	上ノ台線	19-①	840	300	15	—	H17.2.1	—	秋田県告示第512号	整備済み	10	14	存続			存続	
			19-②		560						整備済み							存続
			19-③		89						整備済み							存続
20	3-4-105	停車場大町線	20-①	940	89	15	—	H17.2.1	—	秋田県告示第512号	整備済み	11	13	存続			存続	
			20-②		389						整備済み							存続
			20-③		389						整備済み							存続

